

平成29年度 第1回大潟区地域協議会次第

日時：平成29年4月27日（木）午後6時30分

場所：大潟コミュニティプラザ 2階 大会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 総合事務所長挨拶

4 協議事項

(1) 平成29年度地域活動支援事業審査日程等について …資料No.1 ほか

(2) 自主的審議事項について

大潟区の魅力発見・発信について

5 その他

6 閉会

平成 29 年 4 月 27 日 (木)

第 1 回大潟区地域協議会

資料No.1

平成 29 年度地域協議会、地域活動支援事業スケジュール予定 (案)

日	月	火	水	木	金	土
3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1 募集要項全戸配布
2	3 募集開始	4	5 防災行政無線 (募集中)	6 防災行政無線 (募集中)	7 防災行政無線 (募集中)	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27 第 1 回協議会	28 防災行政無線 (募集締切)	29 防災行政無線 (募集締切)
4/30	5/1	2	3	4	5	6 防災行政無線 (募集締切)
7	8 募集締切	9	10	11	12 委員宛提案書 (写)送付	13
14	15	16	17	18 第 2 回 勉強会 提案内容確認 質問のまとめ	19	20
21	22	23	24	25 提案者宛質問書 送付	26	27
28	29	30	31	6/1 第 2 回協議会 プレゼン 審査 (採点)	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15 第 3 回協議会 採択事業 補助額決定	16	17
18	19 提案者宛採択 補助額通知及び 補助金申請 書等送付	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

平成 29 年度地域活動支援事業大潟区取組方針

1. 大潟区の採択方針

自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ潮さいのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

■優先して採択する事業

- ・福祉や健康を充実させるための事業
- ・安全安心な地域づくりのための事業
- ・交流人口の拡大等のための事業
- ・地域資源等を活かした事業
- ・文化・スポーツ活動等を振興させるための事業

■その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。

2. 提案事業の制限

- ①同一団体による提案件数制限…なし

3. 審査方法

①審査員

- ・地域協議会委員が審査を行う
- ・審査員が提案事業の利害関係者であっても審査を行うことができる
(利害関係者＝事業提案の代表者、担当者、構成員)

②審査内容

- ・書類及びプレゼンテーションにより審査する

③採点方式

- ・個別採点方式

4. 審査項目と事業の採択

①基本審査

- ・地域活動支援事業の目的の合致 適・否

②共通審査項目と点数配分

審査項目	審査の視点	点数
公益性	提案事業の成果が広く地域に還元されるものか	5点
	全市的な方向性と合致しているか	
	提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	
必要性	地域の実情や住民要望に対応したものか	5点
	地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか	
	緊急性の高い提案事業であるか	
	ほかの方法で代替できないものであるか	
実現性	目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか	5点
	関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか	
	資金調達規模や時期に無理はないか	
参加性	提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	5点
発展性	新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	5点
	提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか	
	事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	

③事業の採択等

- ・出席した審査員のうち、1/2以上の審査員が大潟区採択方針に適合していると判断した事業を、「優先して採択する事業」とし、1/2未満の事業は「その他の事業」とする。
- ・「優先して採択する事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で、採択事業・補助額を決定する。
- ・配分額に余りがある場合は、「その他の事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で採択・補助額を決定する。
- ・ただし、辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。
- ・「優先して採択する事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択とする。
- ・「その他の事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択、平均点12.5点以上15点未満は協議のうえ決定する。
- ・最高と最低の得点で評価した審査員の得点を除外し、残りの審査員の得点で評価する。

5. 審査手順

(審査前)

1. 事前に提案書の写しを委員へ送付（各自内容を確認）
2. 審査員全員で意見交換及び質問の取りまとめ
3. 提案者へ質問事項送付

(審査)

4. 提案事業ごとにプレゼンを行いながら質問書の回答を確認する。
5. 基本審査、採点
6. 提案事業ごとの集計
7. 全ての提案事業の結果集計
8. 採択事業・補助額の決定
9. 同一事業で採択が3回目の助成事業について、補助率や補助額を協議、決定
10. 採択する事業に関わるその他の協議（結果通知の特記事項に記載）…交付条件

6. 助成回数・補助率・限度額

- ・助成回数：同一事業は3回まで（平成22年度採択からカウントする）
- ・補助率は10/10以内
- ・傾斜配分は行わない
- ・事業内容や前回の事業の成果により、補助率や補助金額を減額することができる
- ・3回目の助成事業は減額の対象とし、補助率や補助額を協議、決定する
- ・補助金の上限額は設けない

7. 成果報告

実績報告書とは別に、活動の成果を2月～3月頃に公開で報告する

8. 募集期間

・平成29年4月3日（月）～ 5月8日（月）

※28年度は、平成28年4月1日（金）～4月25日（月）

- 提案書を委員へ発送 5月中旬
- 質問事項取りまとめ（勉強会） 5月中旬
- プレゼンテーション（協議会） 6月上旬
- 基本審査、採点（協議会） 6月上旬
- 採択事業・補助額決定（協議会） 6月中旬

9. 周知・事前相談

- ・3月13日（月）からを新年度の募集に向けた相談期間とする（事業の趣旨や提案書の書き方等について説明）
- ・事前相談の実施に合わせ、事前告知のチラシを区内に回覧するとともに、「募集概要」を希望者に配布する。（「募集要項」は4月1日付全戸配布）
- ・事前相談及び募集について、防災行政無線を活用して区内に周知するとともに、町内会長協議会で説明及びPRを行う。